

回 答 書

(回答日：令和4年12月26日(月))

番 号	質 疑 の 内 容	回 答 の 内 容
1	管理区分・工事区分・費用区分についておおまかなイメージでいいのでご教示ください。	<p>管理区分については、駐車場の管理に係る一切の業務を指定管理者にお願いすることを考えています。現時点で考えられるのは、以下のような業務です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①駐車券、定期駐車券、回数券、プリペイドカード等の作製、発行 ②定期駐車の使用許可に関すること。 ③長期駐車自動車の把握・適切な対処 ④駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。 <p>工事区分については、基本協定書によることとなりますが、一般的には指定管理者が維持管理する建物等の工事や修繕については、一定の金額を定め、当該金額を超えないものを事業者の負担により、当該金額を超えるものを市の負担により行うこととなります。ただし、一部の駐車場は国道の一部を占用して運営していますので、別途工事区分について市と国で協議する場合があります。</p> <p>費用区分については、例えば光熱水費や清掃、除雪も含む施設の管理運営に関する一切の費用を、基本的に指定管理者が負担するものと考えています。</p>
2	借上げ方式（駐車場業者から市に賃料支払い、駐車場収益は駐車場業者に帰属）と管理受託方式（市から駐車場業者に管理委託料を支払い、駐車場収益は市に帰属）のどちらになりますか。	現時点では、利用料金制度の導入の有無について定まっておりません。ご指摘の借上げ方式・管理受託方式含め、どのような方式が指定管理を受託するにあたって有用か、という点については事業者の皆様のご意見を頂きたいと考えています。

3	指定管理者制度における駐車場業者から市への報告内容をご教示ください。	市への報告内容については、トラブルや事故が発生した際は速やかに報告頂くほか、月ごとに駐車場の利用状況や利用収入を報告いただく予定でいます。
4	運営開始前、運営途中での駐車場利用料金の変更は可能でしょうか。	<p>運営途中の利用料金の変更は可能です。その場合、基本協定書によることとなりますので、一般的には条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとされ、その決定や改定については事前に市の承諾を受ける必要があります。</p> <p>ただし、料金の変更にあたっては市民へ理解頂ける合理的な理由が必要と考えます。また、市民への周知期間を確保し、場合によっては、議会への報告も想定されることから、料金変更には、時間を要することが考えられます。</p> <p>また、現時点で恵庭市において、運営開始前の料金の変更は予定していません。</p>
5	双方ともに途中解約は可能でしょうか。	<p>期間途中の解約について、基本協定書によることとなりますが、一般的には、市が指定を取り消すのは下記事項のいずれかに該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務に際し不正行為があったとき ②市に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき ③指定管理者が協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき ④自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき <p>また、指定管理者が指定の取り消しを申し出ることができるのは、下記事項のいずれかに該当する場合があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、市より不合理な要求が提示された場合を含む。） ②市の責めに帰すべき事由により指定管

		<p>理者が損害または損失を被ったとき</p> <p>③その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が指定の取り消しを希望するとき</p>
6	<p>路外駐車場の届出は必要でしょうか。</p>	<p>駐車場法に基づく路外駐車場の届出は、路外駐車場管理者が届け出ることとされていますが、指定管理後も当該路外駐車場管理者は市になると考えられますので、指定管理者による届出は必要ありません。</p>